

ニュークリア・デベロップメント株式会社
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

ニュークリア・デベロップメント株式会社（以下「ニュークリア・デベロップメント」という。）に係る計量管理規定に関し、ニュークリア・デベロップメントから核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和2年9月25日付けNDC社発20-325号）（以下「計量管理規定変更認可申請書」という。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：ニュークリア・デベロップメント株式会社

取締役社長 南雲 浩行

申請日：令和2年9月25日

申請の理由：組織名称変更等のため

申請の内容：ニュークリア・デベロップメントの計量管理規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下の通り。

1. 計量管理組織体制の見直しに伴う変更
2. 記載の適正化に伴う変更

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）（以下「国規物規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること、並びに法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」と認めるときに該当しないことについて確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 計量管理組織体制の見直しに伴う変更

提出された変更前後比較表をもって、計量管理組織体制の変更に伴い計量管理責任

者が安全管理室長から安全管理部長に変更されていること及び新体制が国際規制物資の適切な計量及び管理の確保に影響を及ぼさないことを確認した。

2. 記載の適正化に伴う変更

提出された変更前後比較表をもって、記載の適正化により国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するための変更が適切に行われていることを確認した。